

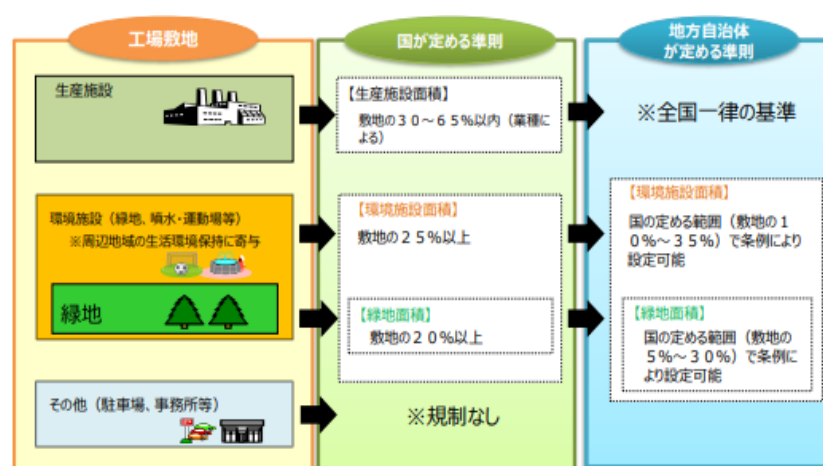
2022年9月号のテーマは！ 自家消費型太陽光の魅力解析！工場立地法にも役に立つ

工場をお持ちの需要家さまには、製造業が守るべき「工場立地法」の基準をクリアしなければなりません。

工場立地法とは？

周囲の環境に配慮して工場を建設するために決まりや罰則を設けることで、環境破壊や公害を防ぐための法律です。

生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等、事業者が守るべき基準を定めています。一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に都道府県や市へ届出をすることが義務付けられています。



出典：経済産業省「工場立地法の概要」

対象工場	内容
業種	製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
工場規模	敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積 3,000m ² 以上

工場立地法の対象工場を新設または変更する際に、生産施設の面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県又は市に対し届出をする義務があります。



工場立地法の規制内容

規制項目	規制内容
生産施設 （工場建屋、屋外プラントなど）	生産施設の面積の割合を、敷地の30～65%以内（業種による）とする。
緑地 （屋上や敷地に植えた樹木など）	緑地の面積を敷地の20%（地方によって異なる）以上とする。（ただし、敷地周辺に15%以上配置すること）
※環境施設 （緑地含む）	敷地の25%以上
その他 （駐車場、事務所、倉庫）	規制なし

※「環境施設」とは、美観の面を整備できる、或いは健康増進、教養文化向上や防災対策が推進できる施設のことです。

環境施設の中に太陽光発電設備（産業用自家消費太陽光）も含まれています。

太陽光発電設備（自家消費）を設置するメリット

自家消費太陽光を導入するメリットとして4つございます。

- ✓ 脱炭素への取り組み
- ✓ 災害時の電源確保対策
- ✓ 電気料金の削減
- ✓ 税制特例や補助金がもらえる

上記に加え、工場をお持ちの需要家さまには2つのメリットがございます。

- ✓ 駐車場や工場などを作る際、屋根上に太陽光発電を設置すればその面積は環境施設に算入でき、**別途環境施設用の土地を確保する必要がない**。
- ✓ 緑地の上に太陽光発電を設置すれば、一定の割合は緑地として算入でき、**スペースを有効活用できる**。

このように工場立地法の基準をおさえつつ、脱炭素やコスト削減にも役立ちますので、ぜひご検討してみてくださいはいかかでしょうか？

 **未来環境エネルギー計画** 株式会社

☎088-660-6667

受付時間

9:00～18:00（休業日：土日祝）

住所：〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保87番地1
FAX：088-660-6668
Email：support@mirai-ecoene.com 担当：亀谷

▼徳島で自家消費型太陽光なら未来環境エネルギー計画▼

未来環境エネルギー計画

検索

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

